平成２５年（フ）第１３８号
茨城県土浦市摩利山新田247番地１
債務者　伊藤　義則
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳田　祐介
４　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８４１号
大阪府八尾市東太子１丁目２番25―301号
債務者　日高佐智代
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩谷　博紀
４　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３８号
茨城県水戸市住吉町229番地の３
債務者　石川　克典
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中本　義信
４　破産債権の届出期間　平成25年８月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市永利町4367番地12
債務者　野間口喜代子
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
４　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１１８８号
名古屋市昭和区川名本町６丁目25番地の３
ライオンズガーデン川名本町106号
債務者　本田　浩久
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　成俊
４　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３９号
埼玉県草加市吉町２丁目３番２号
債務者　山下　博也
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土屋　文博
４　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
埼玉県草加市吉町２丁目３番２号
債務者　山下　悦子
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土屋　文博
４　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
北海道小樽市幸３丁目15番５号
債務者　高橋　光男
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
４　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１０６０号
名古屋市中川区柳堀町13番７号
債務者　鈴木　竹司
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　早瀬　晋平
４　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時５分
６　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３号
長野県茅野市玉川10995番地１　セジュール彩103号
債務者　濵　　大
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢﨑　正彦
４　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２７４号
新潟市中央区附船町１丁目4417番地１
債務者　金子　　勉
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　祐郁
４　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時35分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８号
宮崎県東臼杵郡門川町大字川内7492番地
債務者　英和内装こと　小池　英和
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木龍彦
４　破産債権の届出期間　平成25年８月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２３８号
埼玉県所沢市小手指町２丁目1391番地の８
債務者　金　　槿春
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　賢治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７号
京都府舞鶴市白浜台72番地20
債務者　山口　哲雄
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
京都府舞鶴市白浜台72番地20
債務者　山口　康子
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係